

POINTS to NOTE

留意すべきポイント

本ガイドラインでは、主に5つの項目において、具体的な事例とともに下請法あるいは独占禁止法などに該当しないかを検討しています。ここでは主要なポイントを紹介します。

POINT
01

書面の交付

情報成果物作成委託の取引を行う場合に、委託内容に関する発注書面の交付義務が定められており、書面は発注に際して直ちに交付する義務があり、委託内容・支払代金の額や支払期日などの必要記載事項が記載されている必要があります。



発注後に書面を直ちに交付

POINT
02

取引価格の決定

下請代金の額を決定するときに、以前発注した内容と同種又は類似の内容に対して、通常支払われるべき対価より著しく低い額を不当に定めることは「買いたたき」として禁止されています。



十分な協議を行って取引価格を決める

POINT
03

著作権の帰属

発注者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権を発注者に譲渡させる場合は、独占禁止法上問題となり、著作権譲渡の対価について十分な協議を行わず、発注者が一方的に通常対価より下回る額を定めると「買いたたき」に該当します。(著作権の帰属は製作実態も踏まえて判断することが重要)

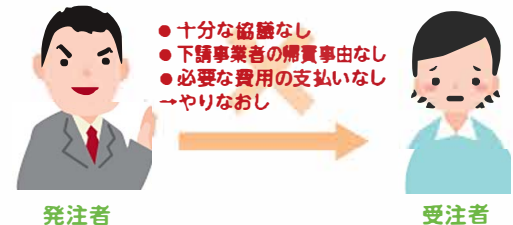


協議の上、著作権の帰属先を確認

POINT
04

取引内容の変更・やり直し

責めに帰すべき理由がないのに、取引内容の変更・やり直しにより、下請事業者の利益を不当に害したり、発注者の事情により、受領後に追加的な業務で必要となる費用を負担しない場合、下請法あるいは独占禁止法上問題となります。



十分な協議を実施・必要な費用を支払い→やりなおし

POINT
05

その他

支払期日はVTR等を受領した日から60日以内

下請法では、「下請代金の支払遅延」として、親事業者が、VTR等を受領した日から起算して60日以内に下請代金を全額支払わないことは禁止されています。

取引先の都合を理由とした一方的な減額

下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の減額を禁じています。親事業者が出演者の出演料が高額となったことを理由に、発注金額が交付書面より減額すると下請法上問題となります。

アニメの製作における局印税

放送局が、一方的に二次利用の収益配分(例:「局印税」の長すぎる設定期間や広すぎる設定権利範囲、高すぎる料率等)や二次利用許諾の窓口等の取引条件の押し付けは、独占禁止法上問題となとなるおそれがあります。

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの詳細は総務省製作取引関連施策のポータルサイトでご確認いただけます。



ここがポイント

適正な製作環境の実現へ向けて

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン (第7版)



CONTACT | お問い合わせ

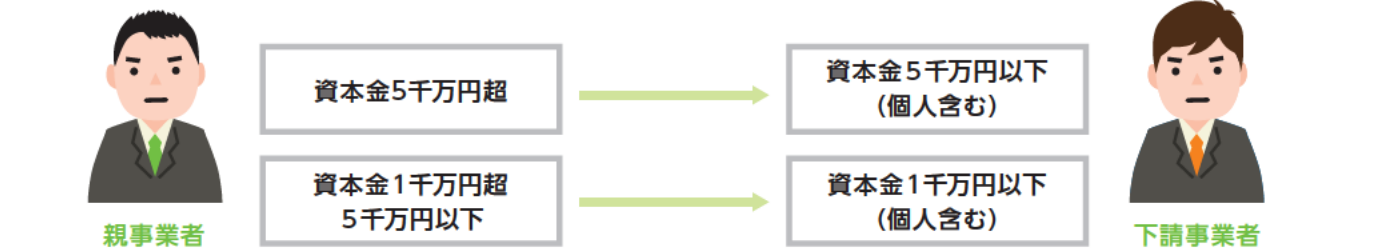
総務省 情報流通行政局 情報通信作品振興課 コンテンツ適正製作取引推進室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 torihiki_tf_atmark_ml.soumu.go.jp ※送信の際は「_atmark_」を「@」に変更下さい。

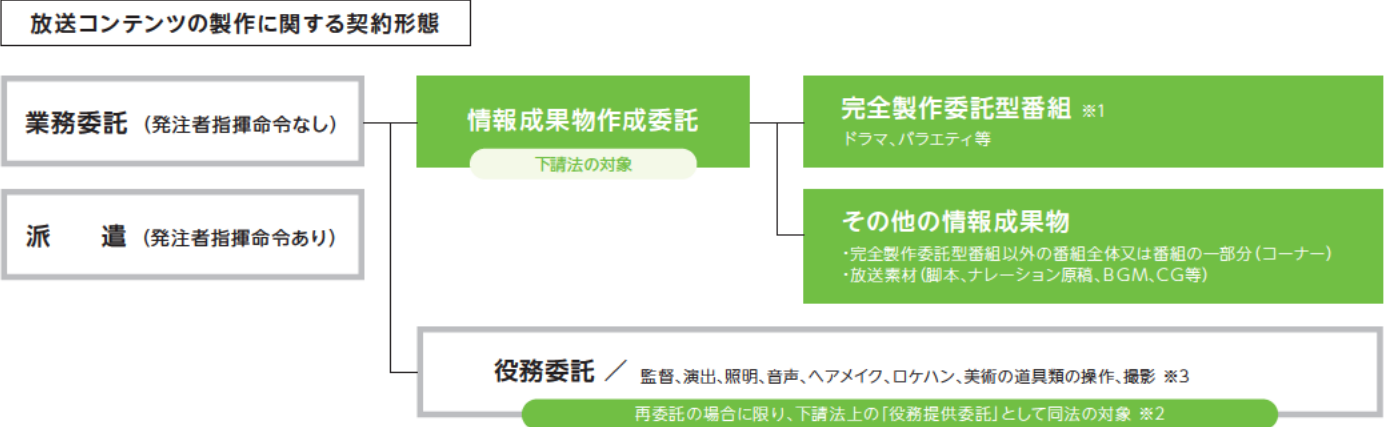
ガイドラインの主な対象・法令

下 請 法

親事業者は、書面の交付義務等の**4つの義務**と、不当な給付内容の変更・やり直しの禁止等の**11の禁止行為**について、下請法の規制を受けることになります。放送コンテンツの取引は、下請法上の「情報成果物作成委託」に該当します。



義 務	① 書面の交付	② 書類の作成・保存	③ 支払期日を定める	④ 遅延利息の支払
禁止行為	① 受領拒否	② 下請代金の支払遅延	③ 下請代金の減額	
	④ 返 品	⑤ 買いたたき	⑥ 購入・利用強制	
	⑦ 報復措置	⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	⑨ 割引困難な手形の交付	
	⑩ 不当な経済上の利益の提供要請	⑪ 不当な給付内容の変更・やり直し		



※1：製作会社の発意と責任により製作され、企画、撮影、収録、製作及び編集までを全て自社の責任で行い、技術的な仕様を満たしていつでも放送できる状態の番組として放送事業者に納品されたもの
※2：発注者が自ら用いる役務の場合、下請法は適用されない
※3：VTR等「情報成果物」の納入を求める場合には、情報成果物作成委託に該当

独 占 禁 止 法

（優越的地位の濫用の考え方）

発注者が受注者に対して優越的な地位にある場合に、当該発注者の受注者に対する正常な商慣習に照らして不当に、不利益を与える行為（買いたたき等）が禁止されています。ほとんどの製作取引において、放送事業者は番組製作会社に対し、取引上優位にある可能性が高いといえます。また、番組製作会社間の取引においても、発注者が取引上優位にある可能性もあります。こうした優越的地位の濫用に該当するおそれがある行為類型は、次のとおりです。

- ① 購入・利用強制
- ② 不当な経済上の利益の提供の要請
- ③ 受領拒否
- ④ 返 品
- ⑤ 支払遅延
- ⑥ 減 額
- ⑦ その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

優越的地位に該当するかは、●取引依存度 ●委託者の市場における地位 ●取引先変更の可能性等から総合的に判断されます。

その他重要な法令

著 作 権 法

著作権法上、製作された番組に対する「発意」と「責任」を有する者に著作権が帰属します。番組の製作に発意と責任を有する者とは、番組を製作する意思を有し、同番組の製作に関する法律上の権利・義務が帰属する主体であって、そのことの反映として同番組の製作に関する経済的な収入・支出の主体ともなる者と解されています。

契約形態及びそれに紐付く著作権の帰属等に関する一般的・概括的な整理表

業務委託の 類型	ガイドライン上の 契約形態	放送局の 番組単位の種別	番組の態様 〔著作権法上の「発意と責任」の所在〕	原始的な著作権の帰属 〔著作権譲渡の有無〕	二次使用料の分配
情報成果物 作成委託	完全製作 委託型番組	① 完全製作委託型番組 （番組全体）（民放）	番組全体 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者（製作会社） 〔著作権譲渡はほぼ無し〕	あり
		② 局製作番組一部分 （民放）	番組一部分（コーナー） 〔発意と責任が製作会社〕	下請事業者（製作会社） 〔放送局に著作権譲渡あり得る〕	あり／なし 〔契約上の著作権の帰属による〕
	完全製作委託型 番組以外の番組 全体又は番組の 一部分 （コーナー）	③ 外部製作委託 （NHK）	番組全体 〔発意と責任がNHKと製作会社〕	NHKと下請事業者 〔著作権は共有〕	あり
		④ 局製作番組 （民放）	番組全体 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
		⑤ 局製作番組一部分 （民放）	番組一部分（コーナー） 〔発意と責任が放送局〕	放送局	なし
	放送素材 （脚本、ナレーション 原稿、BGM、CG等）	⑥ 局製作番組（民放） 外部一部委託に含ま れる情報成果物作成 委託部分（NHK）	放送素材（著作物） 〔著作権が下請事業者（製作会社）〕	下請事業者（製作会社） 〔放送局に著作権譲渡あり得る〕	なし 〔脚本等の場合の許諾のケースはあり得る〕 外部一部委託（NHK）は 契約に基づく特別報酬 の支払あり
		⑦ 局製作番組（民放） 外部一部委託に含ま れる情報成果物作成 委託部分（NHK）	放送素材（非著作物） 〔著作権法の対象外〕	— （著作権法の対象外）	なし
役務委託	監督／演出、照明、 音声などの委託	⑧ 局製作番組（民放） 演出委託（NHK） 外部一部委託に含ま れる役務委託部分 （NHK）	— （著作権法の対象外）	— （著作権法の対象外）	なし 外部一部委託（NHK）は 契約に基づく特別報酬 の支払あり

なお、発注者と受注者の間で、著作権の帰属先について認識の相違が生じないように、**発注段階に発注者は受注者に対し、「業務委託の類型」、「放送局の番組単位の種別」のどれに該当する取引の発注が外形的に明確にすることが必要です。**

下 請 中 小 企 業 振 興 法

下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者のよるべき振興基準の策定が規定されています。以下のような行為をはじめ、下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないこととされています。

- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更
- ② 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- ③ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- ④ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請
- ⑤ 週度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥ 納期や工期の過度な特定時期への集中